

奨学金貸与規程

一般財団法人 南部振興会

事務局 〒900-0029 那覇市旭町116番地の37（自治会館6階）
TEL：（098）963-8213 FAX：（098）860-6020

一般財団法人南部振興会奨学金貸与規程

制定 昭和60年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人南部振興会構成市町村（以下「南部」という。）の優秀な学生に対し一般財団法人南部振興会奨学資金積立金より奨学金を貸与し、もって南部の振興を担う人材の育成を図ることを目的とする。

(資格)

第2条 この規程により奨学金の貸与を受けることができる者は、引きつづき1年以上南部に住所（学業のための住所の変更は問わない。）を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（学位を取得できる大学院、省庁大学校及び短期大学を含む。）及び高等専門学校（後期中等教育段階を包含する5年制（商船に関する学科は5年6か月の高等教育機関に限る。））に在学している者のうち学業、人物、ともに優秀でありかつ健康であって経済上の支障で学業をつづけることが困難と認められる者（他の奨学金の貸与を受ける者を除く。）とする。

(奨学生の願書と選考)

第3条 奨学生を願い出るときは、次の書類を出身市町村を經由し理事長に提出しなければならない。

- (1) 南部振興会奨学生願書(様式第1号)
- (2) 市町村長の推薦書(様式第2号)
- (3) 当該学校長の人物考定書(様式第3号)
- (4) 所得調書(様式第4号)
- (5) 在学証明書
- (6) 戸籍抄本及び住民票謄本
- (7) その他理事長の指示する書類

2 前項第4号の所得調書(様式第4号)は、市町村が発行する所得課税証明書の提出により、省略することができる。

3 奨学生は、前2項にかかげる書類及び調査によって奨学生選考委員会の選考を経て、理事会において決定する。

4 奨学生の採用通知を受けた者は、誓約書（様式第5号）を本会に提出しなければならない。

(貸与期間)

第4条 貸与の期間は、奨学生に採用したときからその者の大学の最短修業年限の終期までとする。ただし、1年毎に貸与を更新する。更新を受ける場合は、在学証明書及び保護者の世帯員全員の住民票の写しを4月末日ま

で提出する。

(奨学金の貸与額)

- 第5条 奨学金の貸与額は、県内月額を40,000円、県外月額を50,000円とする。
- 2 奨学金には利息を付けない。
 - 3 通信制大学等の貸与額は、県内月額とする。

(奨学金貸与の方法)

- 第6条 奨学金は、毎月の貸与額を6ヶ月分合わせて貸与することができる。
- 2 奨学金の貸与は、予め奨学生本人に銀行、農協、郵便局等に本人名義の口座を設けさせ、その口座に振り込む方法で直接に貸与する。
 - 3 奨学金の貸与を受けた奨学生は、そのつど直ちに奨学金領収証を提出しなければならない。領収証を提出しない場合は、提出するまで次の奨学金は貸与しないものとする。

(奨学金の貸与の停止、及び廃止)

- 第7条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学金を停止し又は廃止するものとする。
- (1) 奨学生が休学したときは、その期間の貸与を停止する。
 - (2) 奨学生が退学したときは、貸与を廃止する。
 - (3) 奨学生が選定当時の学校又は学科を変更し、理事会がこれを不相当と認めたときは、貸与を廃止する。
 - (4) 学業成績または性行不良となったときは、貸与を廃止する。
 - (5) 社会の秩序に反した行為があったときは、貸与を廃止する。

(奨学金の償還)

- 第8条 奨学金の償還は、奨学生が次に定める各号の一に該当するにいたったときは、奨学金の貸与の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後、貸与金の額に応じ、5年から10年を超えない期間内に、指定金融機関の預金口座から自動振替により無利息で償還する。なお、指定金融機関からの自動振替に関する手数料は無料とするが、指定金融機関以外は、貸与金償還者の負担とする。また、繰上償還もすることができる。
- (1) 卒業し、または奨学金の貸与期間が満了したとき。
 - (2) 前条第2号及び第3号により、奨学金の貸与を廃止されたとき。
- 2 前条第4号及び第5号の規定により、奨学金の貸与を廃止されたときは、6ヶ月以内に貸与を受けた奨学金の全額を償還しなければならない。

(延滞金)

- 第9条 奨学金の貸与を受けた者が、正当な理由なくして奨学金の償還を1ヶ月以上延滞したときは、延滞した期間が1ヶ月を超えるごとに、1ヶ月について当該延滞している割賦金の額に100分の5を乗じて得た額を延滞金として徴収するものとする。

(奨学金の償還の減免)

第10条 奨学生及び連帯保証人が償還不可能等となったときは、申請書(様式第6号)を本会に提出し、申請書類及び調査により、理事会の議を経て、償還金の全部または一部を減免することができる。

- 2 奨学金の貸与を受けた者が卒業後1年以内(特別の事情がある場合は、2年以内)に推薦市町村に就職と住所を有し、5年を経過したときは、申請により返還金の2分の1に相当する額の返還を免除する。
- 3 奨学生より前項の申請があった場合は、奨学金返還免除候補者等選考委員会により償還免除候補者を選考し、理事会において決定する。

(奨学金の償還の猶予)

第11条 奨学金の貸与を受けた者が、奨学金の貸与の終了後に次に定める各号の一に該当するにいたったときは、申請書(様式第7号)に基づき、理事会の議を経てその償還を猶予することができる。ただし、償還の猶予は1回を限度とする。

- (1) 災害または傷病等により、償還が困難となったとき。
- (2) 学校に在学しているとき。
- (3) 真にやむを得ない理由により、償還が著しく困難となったとき。

(保証人の義務及び条件)

第12条 奨学生は、所定の書式により2名の連帯保証人連署の上誓約書を提出しなければならない。

- 2 連帯保証人は、1名は保護者、1名は本人及び保護者と別生計の者で、沖縄県に住所を有する満25歳以上の償還能力を有すると理事会が認めた者に限る。
- 3 連帯保証人は、その住所氏名に変動が生じたときは、とどこおりなく、そのことを届けでなければならない。
- 4 奨学生が卒業、休学、停学、退学等の変更がある場合は、本人または連帯保証人は直ちに、その報告をしなければならない。
- 5 連帯保証人が破産、死亡などの理由により償還能力がなくなった場合は、連帯保証人を更新しなければならない。

(市町村の協力等)

第13条 貸与を受けた者が償還等の履行義務を怠った場合、市町村は、その業務の円滑な推進のため協力しなければならない。

(奨学金借用証書の提出)

第14条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、貸与を受けた金額について連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書を本会に提出しなければならない。

- (1) 卒業し、または奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。

- (3) 奨学金の貸与を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

(補則)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1. この規程は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
- 2. この規程の公布前に貸付認定された者の第5条に規定する貸付額は、従前の貸付額とする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1. 変更後の規程は移行の登記の日からの適用とする。
- 2. この規程の公布前に貸付認定された者の第5条に規定する貸付額は、従前の貸付額とする。

附 則

この規程は、平成30年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月10日から施行する。